

愛玩動物納骨供養申込書

年 月 日

下記にご記入の上、愛玩動物納骨供養申込みをお願いします。

納骨供養場所 常住院本堂
納骨供養日 毎月27日午前10時から
納骨費用 納骨費、塔婆費用込み ¥10,000- 回向料は別途お気持ちにてお受付いたします。

申し込み、問合せ先 常住院寺院事務所 TEL073-422-8809 FAX073-436-4462

愛玩動物納骨者記入欄			
住所			
フリガナ		電話番号	
納骨者氏名			
納骨愛玩動物	犬・猫・その他()オス・メス		
愛玩動物名前			

愛玩動物供養塔管理規則

[目的]

第1条 宗教法人常住院（以下当寺院という。）の経営する愛玩動物供養塔（以下「供養塔」という。）は、愛玩動物納骨者、及びその関係者の墳墓としての用に供する。

- 1 本規程は、前項の墓地の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

（管理者）

第2条 墓地の管理者（以下「管理者」という。）は、常住院の代表役員（住職）とする。

（管理者の権限）

第3条 管理者は、本規程、及び責任役員会の定める供養塔管理使用規程施行細則に従って供養塔を管理しなければならない。

（供養塔使用者の資格）

第4条 供養塔使用を申し込む者は、あらかじめ当寺院の承諾を得なければならない。

- 1 管理者が供養塔の管理のために必要と認めるときは、管理者は供養塔使用者に対し、使用上必要な措置、又は特別の条件を付することができる。

（供養塔使用者の義務）

第5条 供養塔参拝者は、次の各号に定めるところに従って、供養塔を使用しなければならない。

- (1) 花、盛り物は、指定の場所にお供えする事
(当寺院の設置している花筒 供物皿を使用すること)
- (2) コップ、花瓶の持ち込みは認めない
- (3) 供養塔使用者は、本宗の典礼をもって追善供養を行うものとする。

（違反者による使用権の解除）

第6条 供養塔使用者の次の各号の一に該当するときは、当寺院は供養塔使用者に対し通達せずその使用を解除することができる。

- (1) 本宗の典礼、法要、儀式及び慣行を無視し、又は妨げたとき。
- (2) 境内又は供養塔内で、他宗教の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
- 2 供養塔使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、相当の期間内に履行または改善若しくは除去できる。供養塔使用者が管理者の命令に従わないときは、常住院はその墓地使用を通達せず解除することができる。
 - (1) 供養塔以外の目的に使用するとき。
 - (2) 土葬するとき。
- 3 供養塔使用解除された場合
 - (1) お骨、塔婆など 返却する事はできない

上記、規約に同意して署名してください。

規約同意署名